令和6年度

設計 · 積算作業補助業務

特別仕様書

東海農政局 土地改良技術事務所

項	目	内			備考
第1条	適用範囲	本業務の施行にあたって 通仕様書」という。)による 事項は、この特別仕様書に	ほか、同仕様書に対	_ , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
第2条	目的	本業務は、土地改良技術施工に関する資料の作成等			
言	履行確実性平価の達成状況の確認	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 ① 審査項目 a)~c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 ② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 ④ 業務成果品のミス、不備等			
第4条	管理技術者	 技術者 管理技術者は、次のいずれかの資格を有する者とする。			
		<u></u>	部門	選択科目	
		技術士	総合技術監理部門	農 業 - 農 業 土 木、農業農村工 学	
			農業部門	農業土木、農業農村工学	
		農業土木技術管理技士			
		1級土木施工管理技士			
		シビルコンサルティング マネージャー	農業土木		
		又は、上記と同等の能力 い。なお、これと同等の 13 年(短大・高専卒18 年 有する者をいう。	能力と経験を有する担	支術者とは、大学卒	

項	目	内 容	備考
第5条	現場技術員	現場技術員の技術者区分及び配置人数は以下のとおりとし、次のいずれかの資格を有する者とする。	
		技術者区分 配置 資 格	
		現場技術員(C)1人① 2級土木施工管理技士の資格を有する者。2) 大学卒業後2年(短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年)以上の実務経験を有する者。なお、実務経験とは、施設の調査、設計、積算、工事監督とする。	
第6条	配置技術者の確認	共通仕様書第 1-6 条における業務組織表の作成及び共通仕様書第 1-7 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1)受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も同様とする。 (2)農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。	
第7条	保険加入	受注者は、共通仕様書第1-28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。	
第8条	業務場所	業務場所は、土地改良技術事務所内を予定しており、業務期間中 は庁舎を無償で使用させるものとする。 なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。	
第9条	履行期間等	(1) 本業務の履行期間は次の通りとする。 令和6年6月10日から令和7年3月14日	
		(2) 本業務の業務期間は、次の通りとする。 令和6年6月17日から令和7年3月14日 なお、業務期間とは準備期間を除く本業務に従事する現場技術 員の業務期間をいう。 ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号) 第1条に規定する行政機関の休日を含まない。 (3) 勤務時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。	

項	目	内容	備考
第 10 条	業務内容	本業務に従事する現場技術員は現場技術員(C)とし、土地改良 技術事務所における設計・積算及び工事施工に関する資料の作成等 の補助的作業を行うものとする。その業務内容は次のとおりとする。	
		1)設計、積算、施工管理の基準に関する資料等の作成 ①業務・工事の積算基準に関する資料等作成の補助 ②設計基準に関する技術資料等作成の補助 ③施工管理基準に関する技術資料等作成の補助 2)事業実施に関する資料等の管理 現場業務電子化支援システムへの各種(工事、業務等)資料 の登録作業の補助 3)事業所支援における設計及び積算に関する資料等作成の補助 4)その他上記に準ずる業務	
第11条	留意事項	(1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者 において用意するものとする。	
		(2)本業務の履行においては、パソコンによりシステムの運用(リ	
		モート接続)、文書作成、表計算及び図面作成等をすることから、 これらの作業に必要となるソフト等については、受注者にて用	
		意するものとする。 なお、パソコンの機能等については監督職員と協議の上決定	
		するものとするが、原則として最新のデータに更新(アップデート)したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルス	
		チェック済みのパソコンとする。	
		また、業務期間満了等で本業務に使用したパソコンを撤去する場合には、本業務に関するハードディスク等のデータを完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとす	
		る。 (3) 受注者からの請求により、発注者が必要と認めた場合には庁	
		舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子は発注者が 無償にて貸与する。	
		なお、貸与物件については、別途「使用貸借申請書」を監督 職員に提出するものとする。	
		(4) 前項により現場技術員が庁舎を使用する場合には、庁舎管理 上受注者は、予め本業務に従事させる現場技術員に会社名・氏	
		名等について記載された名札を着用させるものとする。	
		(5) 共通仕様書第2-3条に示す業務報告書(日毎) は監督職員が確認のため提出を求めた場合は、遅滞なく提出する物とする。	
第 12 条	打合せ	共通仕様書第1-5条による打合せについてはWebでの打合せを予定しており月1回以上行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、月2回目以降の打合せについては、監督職員と協議の上、書面等により行うことができるものとする。ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。	

項	目	内容	備考
第 13 条	成果物	成果物の提出は書面によるものとし次のとおりとする。 (1)業務実施報告書 1式 (2)共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により 実施した業務において作成した資料 1式 (3)その他必要な資料 1式	
第 14 条 出先	成果物の提	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 東海農政局土地改良技術事務所	
第 15 条	契約変更	契約書第16条から第19条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。 (1)第8条に示す「業務場所」に変更の必要が生じた場合。 (2)第9条に示す「履行期間等」に変更の必要が生じた場合。 (3)第10条に示す「業務内容」に変更の必要が生じた場合。 (4)第12条に示す「打合せ」に変更の必要が生じた場合。 (5)第13条に示す「成果物」に変更の必要が生じた場合。 (6)その他両者が必要と認めた場合。	
第16条	定めなき事項	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	